



## 一般編 その2

※ ○か×で答えてね ※

問1 夜間、街灯が明るかったので、ライトを点けずに運転した。

答え	
----	--

問2 イヤホンを耳につけて、大音量で音楽を聴きながら運転した。



答え	
----	--

問3 この標識があるところでは、すぐに止まれる速度で進行する。



答え	
----	--

問4 自転車で歩道を通行中、歩行者の通行を妨げるおそれがあったので一時停止した。

答え

問5 中学生はいかなる場合でも、自転車に乗って歩道を通行できる。

答え

問6 自転車に乗りながらスマートフォンを手に持って、画像を見たり、通話をする行為は違反になる。

答え

問7 自転車横断帯がある場合は、必ずその自転車横断帯を通行して横断しなければならない。

答え

問8 写真のような見通しの悪い交差点を通行しようとするときは、徐行（直ちに停止できる速度）しなければならない。



答え

問9 少しでもお酒を飲んだら自転車を運転してはいけない。

答え	
----	--

問10 車と接触したが、怪我がなかったので、「大丈夫。」と言って立ち去った。

答え	
----	--

## 一般編 その2 正答および解説

### 問1 正解は：×

ライトは自分の存在を知らせる役目もあります。早めにライトを点けましょう。夜間（日没から日の出まで）にライトを点けていないと違反になります。

違反種別：無灯火

罰則：5万円以下の罰金

反則金：5,000円



### 問2 正解は：×

周囲の音が聞こえないほどの大音量で音楽を聴く行為は違反です。

違反種別：公安委員会遵守事項違反

罰則：5万円以下の罰金

反則金：5,000円



**問4 正解は：○**

交通の状況等からやむを得ず歩道を通行するときは、

- ①歩道の中央から車道寄りを徐行（直ちに停止できる速度で進行すること）
- ②歩行者の通行を妨げる場合は一時停止
- ③普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行しなければなりません。

**違反種別**：歩道徐行等義務違反

**罰則**：2万円以下の罰金又は科料

**反則金**：3,000円



**問5 正解は：×**

歩道を通行できるのは、

- ①普通自転車歩道通行可の標識がある場合
- ②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
- ③車道又は交通の状況から見てやむを得ない場合です。やむを得ず、歩道を通行する場合でも、歩道は歩行者優先です。車道寄りを徐行しましょう。

**違反種別**：通行区分違反

**罰則**：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

**反則金**：6,000円

問6 正解は：○

設問のとおり。

違反種別：携帯電話使用等（保持）

罰則：6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

反則金：12,000円

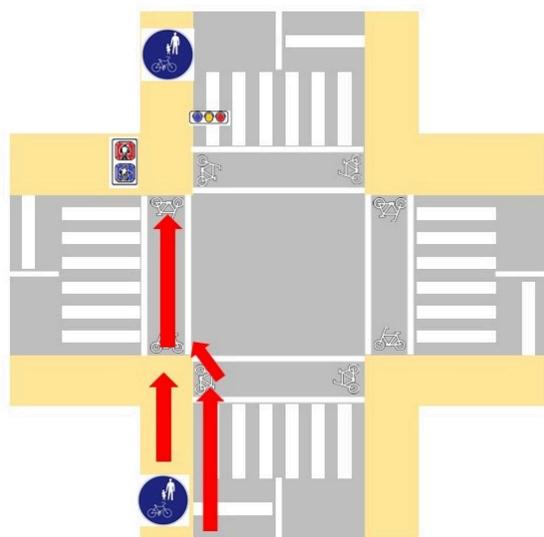


問7 正解は：○

道路交通法第63条の6では、

「自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない」とされています。

歩道を通行してきた場合も、車道を通行してきた場合も、図の交差点を直進する際は、自転車横断帯を通行しなければなりません。



**問8 正解は：○**

道路交通法第42条

左右の見通しのきかない交差点に入ろうとするときは、徐行（直ちに停止できる速度で進行すること）しなければならない。

**違反種別**：徐行場所違反

**罰則**：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

**反則金**：5,000円

**問9 正解は：○**

自転車も飲酒運転は禁止されています。泥酔には至らない酒気帯び状態であっても、政令数値以上のアルコールが検知されれば検挙されます。

**違反種別**：酒気帯び運転

**罰則**：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

**違反種別**：酒酔い運転

**罰則**：5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金



**問10 正解は：×**

怪我がなくても交通事故が発生したときは、必ず警察に届出をしてください。

**違反種別**：事故不申告

**罰則**：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金